

【資料3】子育て支援関連事業について

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
1 生まれてくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり	(1)	妊娠・出産期からの切れ目のない支援	1	妊娠届の受理及び母子手帳交付事務事業	健康増進課	母子手帳の交付時、保健師による面接を実施し妊娠・出産においてのリスクアセスメントや妊婦の不安の有無を確認し、フォローの必要性を判断しています。支援が必要な方には電話や家庭訪問等、継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を実施しています。	母子手帳交付件数及び妊娠届時の面談実施件数 (1年間で妊娠届時、面接を行った件数)	710件	608件	平成31年1月より、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付を実施している。母子健康手帳交付時には、妊娠届と共にアンケートを実施し、その内容をもとに保健師が個室で面接を実施している。妊婦の不安や悩みについて把握し情報提供を行うとともに、必要な方には電話や家庭訪問など継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援が行えるようにしている。		
			2	妊婦健診事業	健康増進課	健診の受診費用にかかる経済的負担の軽減を図り、定期的に健診を受診することを支援しています。	妊婦健診受診者延べ件数 (1年間で受診した延件数)	9,940件	7,895件	妊婦健診を定期的に受診することで、胎児の成長確認と妊婦の合併症の早期発見につながる指導や治療に結び付け、母体と胎児の健全育成を図っている。妊婦健診及び産婦健診の費用を助成することで、経済的負担を軽減するとともに健診受診行動を促すことにもつながっている。また、里帰り出産等で大阪府外で妊産婦健診を受診する場合には、自己負担金還付制度も実施している。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。		
			3	妊産婦・乳幼児訪問指導事業	健康増進課	初めての妊娠、出産、育児に不安を抱えている妊産婦に対して早期に助産師や保健師が家庭訪問を行うことで、子どもの養育環境の確認を行い、サービスの情報提供を行うことで、不安の軽減や産後うつ の早期発見、虐待予防につなげています。また、乳幼児健診等で家庭訪問が必要と判断された場合にも実施しています。	新生児訪問実施率（第1子訪問実施率） (4か月健診までに第1子の新生児に家庭訪問を実施し、児の成長発達の確認、保護者の育児不安軽減に努める)	100%	97.8%	妊産婦・新生児訪問は、助産師・保健師が家庭訪問し、初めての妊娠・出産・育児の支援を行っている。産後うつの早期発見・育児不安の軽減、虐待予防にも努めている。乳幼児訪問についても、乳幼児健康診査等から継続支援の必要な家庭に対して、保健師・管理栄養士・保育士・発達相談員などの専門職にて実施し、子どもの成長発達を支えるとともに保護者の育児不安の軽減、虐待予防に努めている。新型コロナウイルスの影響で、訪問を控えてほしいと思われる母親もいる一方で、母親同士の交流が減少していることにより、不安の高い母親も増えている。新たな生活様式に、母子ともに困惑しているが、支援もしにくい状況となっている。このような環境の中での育児支援の方法については、改めて考えていく必要がある。		
			4	育児等教育・相談事業	健康増進課	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	育児等教育の参加者数 (1年間で実施した育児等教育に参加し、育児に関する知識が増し不安が軽減する)	4,000人	1,326人	マタニティスクールでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にしたコースもあるが、妊婦からの相談や希望により、来所や訪問等で個別対応を行った。地域での子育てサロン等も新型コロナウイルス感染症の影響により、中止している所が多く、気軽に相談できる場所や友人作りの場が減少しており、孤立して育児をしている方が増えているように思われる為、教育や相談の機会を活用し、情報提供や育児不安の軽減に努める。また、思春期教育は今後も各学校に出向いて命の大切さ、若年の妊娠や性感染症の予防、相談機関の周知など一定の知識を習得したうえで卒業を迎えられるよう継続して実施していく。		
			5	乳幼児健診事業	健康増進課	疾病の予防や早期発見、早期治療を図るため、保護者に対し成長・栄養・育児に関する保健指導、相談を実施し、乳幼児の健全な育成を進めています。	健診者数 (各健診の受診者の総数)	2,800人	2,867人	令和2年3～5月までコロナウイルス感染拡大の影響で集団健診の中止を決定したが、同年6月から感染予防に留意し人数の制限や検温などの健康チェックを実施し再開した。健診では中止していた期間に保護者は育児不安等あったが誰に相談していいのかわからず悩みを抱えておられたため、保健師の役割の周知が必要と感じた。また子供たちは外出等の制限で家で過ごすことが多く経験不足が成長発達に影響を与えている可能性があると考えられ、改善にむけて取り組む必要がある。		
			6	子ども家庭サポーター連携事業	家庭支援課	出生後家庭を保育士・子どもサポーターが訪問することにより、家庭の状況を把握し、新生児育児への適切な援助を行なう。	訪問世帯数	180件	11件	児童福祉法に定められた義務的事業であり、現状維持を継続する。		
			7	子育て短期支援事業	家庭支援課	保護者の育児疲れ、出張等の理由により、児童養護施設において、短期間の児童の一時預かりを実施しています。	子育て短期支援事業利用延べ日数	60日	9日	児童福祉法に定められた義務的事業であり、現状を継続		
			8	市民緑化推進事業	みどり推進室	21世紀を担う子どもの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、本市への愛着と公共施設の緑化推進として、誕生記念植樹と集合ネームプレート1基を設置します。	集合ネームプレート記名数	150人	146人	緑化の推進は、地球温暖化防止やＣＯ２の削減など、国の再重要課題の一つである。今後においても市民自らの手で緑化を推進するためにも必要な事業である。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(2)	妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実	9	乳幼児栄養指導・食育事業	健康増進課	乳幼児から思春期まで、健やかな成長に欠かせない食事。健診時の栄養相談や講座の開催等を行い、保護者の不安解消や食に関する知識の啓発・普及を行っています。	受講者数	2,300人	171人	妊娠期や乳幼児期はその後の食習慣にも影響を与える大事な時期であり、本事業は重要である。令和2年度はコロナウィルス感染症拡大防止のため、講座の中止や規模の縮小を行ったため、実施回数、受講人数が前年度より大幅に減少した。 コロナウィルス感染症の感染防止対策に留意し、事業内容や開催方法の検討を行い、さまざまな食に関する問題を解消できるように充実させていく。		
			10	予防接種事業	健康増進課	予防接種によって感染症の予防及び蔓延の防止に努めています。	MR2期接種率 （1年間のMR2期対象者個別通知接種勧奨回数）	100%	93%	令和2年度より完全個別化され、市民にとってはより接種しやすくなっている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による接種控え防止のため、広報等で接種の勧奨を行った。また、コロナ対策として受験期の者を対象にインフルエンザの接種を行った。法改正などの際には、広報やウェブサイトにて周知を図る。接種率向上に向けて、未接種者に対して個別通知だけではなく、市ウェブサイトやSNSも活用し接種勧奨を行う。		
			11	養育医療費助成事業	保険年金課	入院治療を必要とする未熟児を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 （助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合）	100%	100%	養育医療の対象となる乳児は、病院から案内されるため、遺漏なく申請につながっていると考えられる。引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを行う。		
			12	南河内北部広域小児急病診療事業	健康増進課	土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間における小児の初期救急医療体制を確保しています。運営は、羽曳野市、藤井寺市、松原市で行っています。	受診者数 （診療を受けた患者数）	1,600人	505人	休日の夜間における小児の初期救急を実施することは、市民の安心と健康を確保するうえで必要性が高い。土曜、日曜、祝日の夜間における診察を提供することは、保護者が安心して子育てをする上で重要である。新型コロナウイルス感染症感染拡大による受診控えや、感染予防徹底によるその他の感染性の病気が流行することが少なかったことにより、受診者数は減少したものである。		
	(3)	る子育父育 児親での期 参加に画事 おけ	13	育児等教育・相談事業【再掲】	健康増進課	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	—	—	—	—		
	(4)	妊娠期からの虐待予防の取り組み	14	育児支援家庭訪問事業	家庭支援課	新生児家庭を訪問し、保護者が安心して育児ができるよう相談に応じ、また、家庭の状況の把握を行っています。	訪問件数 （訪問世帯数）	300世帯	171世帯	児童福祉法に定められた義務的事業であり、現状維持が妥当である。		
			15	養育支援訪問事業	家庭支援課	児童を見守り、親の家事援助による育児スキルの向上と育児ストレスの軽減により児童虐待の防止に努めています。	養育支援訪問事業を利用した延べ時間	400時間	234時間	児童福祉法に定められた義務的事業であり、継続する必要がある。		
			16	利用者支援事業	家庭支援課	市役所（こども課）や保健センター（子育て世代包括支援センター）において、子育てについての相談に応じ、また必要な情報（保育所への入園や子育て支援事業等）提供を行っています。	設置数	2箇所	2箇所	子育て家庭の孤立や深刻な事態を予防するため、身近な相談窓口として設置しています。子育て家庭の中でも、子どもの発達、ひとり親、外国につながるのある子ども、貧困など、多様な課題があり、一人ひとりのニーズに合わせた支援が必要です。ついては、利用者支援事業の普及啓発と、研修を受けた専門員の確保など、体制強化が必要となります。		
	(5)	地域子育て支援事業の充実	17	地域子育て支援拠点事業	家庭支援課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っています。また、年齢別に親子教室や親子で楽しめるイベント等を開催しています。	1日あたりに利用した親子組数の平均	70組	20組	子育て支援センター（市立2 民間委託1）、つどいの広場（民間委託3）の6箇所の拠点で事業を行っている。「少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応する」という地域子育て支援拠点事業の目的のため、特に保育園や幼稚園に入園していない子どもとその保護者が気軽に訪れることのできるよう、様々な取り組みを行うとともに、地域で行われている子育てサロンへも年間を通じて参加しており、今後も地域の子育てを支援していく。		
			18	一時預かり事業	こども課	私立保育所において、家で保育をしている保護者に対して支援することで、育児疲れ、急病や入院等に伴う心理的・肉体的な負担の解消を図っています。	一時預かり事業利用者数	20,000人	8,310人	羽曳野市における保育所待機児童対策と併せて、家で保育されている母親の育児支援として活用できる事業であり、様々な家庭への保育サービスとして今後も継続していく必要がある。また、今後のニーズを確認しながら実施園の増加も検討する。		
			19	保育園地域活動事業	こども課	公立保育所や認定こども園において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	実施箇所数	6園	6園	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年どおりの開催が困難であったが、保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識・ノウハウなどをいかし、園庭開放や親子教室、ベテラン保育士による子育て相談などを実施することにより、広く地域全体の家庭に対する子育て支援を推進していきます。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
2 楽しい ことが いっぱい の幼児 期を過 ごすこ とがで きる環 境づく り	(1)	質の 高い教 育・保 育の提 供	20	子育て支援保育士事業	こども課	私立保育園と通園施設において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	実施箇所数	10施設	10施設	民間保育所と通園施設において、保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識・ノウハウなどをいかし、園庭開放や親子教室、ベテラン保育士による子育て相談などを実施することにより、広く地域全体の家庭に対する子育て支援を推進していきます。		
			21	家庭支援推進保育所事務事業	こども課	公立保育所において、支援の必要な家庭の早期発見のため、保育所入所児童の家庭、また、在宅で子育てをしている家庭を対象に、家庭訪問、出前保育、育児相談等を実施しています。	家庭訪問数	250件	209件	子育て家庭の核家族化や共働きの増加等により地域との関わりが少なくなってきた社会情勢において、配慮の必要な家庭への支援や早期発見につながっている。		
			22	はびきのE-Kids！事業	政策推進課	英語を楽しみながら学ぶとともに、英語力やグローバルな視野の基礎づくりを図るため、公立幼稚園・認定こども園に通う4歳児及び5歳児を対象として、外国人スタッフによる英会話教室を実施しています。	参加園児数（のべ人数） （外国人との交流を通じて英会話を体験した回数（人数））	2,200人	1,614人	市立認定こども園および幼稚園において、外国人講師と歌やゲームを通じて英語を学ぶ機会を提供することで、園児が楽しみながら、自然な英語を習得することを可能としている。園児や保護者からは好評を得ており、一定のニーズには応えられている。		
			23	保育園リフレッシュ事業	こども課	乳幼児の安全性を確保するため、劣化等によって修繕が必要な機器の更新や軽微なバリアフリー化等の施設改善を進めています。	事業費	3,000（千円）	2,880（千円）	保育所における老朽化した設備や備品の更新を積極的かつ迅速に実施し、より安全・安心な環境を継続的に提供していくことを推進していく。		
			24	幼保連携型認定こども園整備事業（公立）	こども課	質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として、令和4年4月に市内で2つ目の公立認定こども園を設立し、運営の方針やカリキュラム等、園の運営方法について準備・調整を行います。	①施設整備進捗率 ②カリキュラム等の完成度 合い（運営の方針やカリキュラム等の作成にかかる完成に向けた進捗率）	①65% ②60%	①60% ②60%	令和4年4月の開園に向け、関係部局と連携を図りながら、整備工事を進める。また、ソフト面では、幼稚園・保育園の枠を超えた連携・協力を行うため、幼稚園長・保育園長からなる西部こども未来館設立準備会議を設置し、研究・協議を行っていく。	○	
			25	幼保一体化推進事業（公立）	こども課	公立幼保連携型認定こども園において、今後共通としていくカリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育士の交流を図り、研修機会を充実させ、職員の質の向上に努めています。	職員研修の回数 （幼保共通カリキュラム作成委員研修の実施回数）	1回	1回	今後も幼稚園教諭及び保育士等の交流を図ることで、互いの教育観・保育観の違いをすり合わせるとともに、就学前の子どもにとって最善の過ごし方について検討を重ねていく。	○	
	(2)	子どもの遊び場の 確保	26	公園管理事務事業	道路公園課	児童が安心して快適に利用できるように、安全点検等を実施しています。	修繕箇所 （公園を安全安心に利用してもらうことにつながる）	100件	66件	今後、公園施設の経年による老朽化により増加が予想される維持管理経費については危惧しているところであるが、市民との協働や職員による修繕対応範囲の拡大等によるコストの抑制など、より一層の効率性を追求するとともに、高齢者や障害者等の社会的弱者に対応できるようなバリアフリー化や遊具・施設の点検、修繕個所の迅速な対応強化など、利用者の利便性、安全面の確保に努める。身近な公園については、地域ニーズを充分に反映した市民参画による管理運営を検討する。		
			27	水と緑のキッズパーク事業	スポーツ振興課	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の1コースを活用し、夏場に芝生と水辺の遊び場を無料開放することにより、子どもたちが想像力で工夫して遊びをつくり出し、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供します。	利用者数（保護者・小学生・幼児総計）	5,000人	2,725人	新型コロナウイルス感染症の影響により、年次計画量の達成はできていない状況であるが、感染症対策を行いながら安全に事業を進めているところ。なお、自己判断力が十分でない年齢の子どもは、保護者・引率者が同伴し安全管理・健康管理をする必要があり、担当職員が施設内を巡回し、入場時に『利用者心得』等の配付や、注意事項を記載した看板等を設置するなど、保護者に対して連携した安全確保の周知を図っている。 今後も引き続き、子どもたちが、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供する。		
			28	通常保育事業	こども課	公立・民間の保育所、認定こども園において、待機児童ゼロを目指して安定した保育を提供しています。	待機児童数	4/1時点ゼロ	4/1時点ゼロ	今後も待機児童ゼロを継続していく。		
			29	延長保育事業	こども課	保育認定を受けた時間に加えて保育が必要となった場合に対応しています。	事業実施に伴う補助金交付施設数	9園	10園	延長保育事業については、人件費相当分の費用が国が定める児童一人当たりの保育費用である公定価格に含まれるようになり、全国的に統一的な取扱いがなされていることから、必要性や需要も高い事業であり、今後も実施内容に検討を重ねながら継続実施する。		
			30	病児保育事業	こども課	病気回復期の児童を対象に、家庭で療育が困難な場合、一時的に保育を行います。また、公立・民間の保育所、認定こども園に通園する児童が通園中に体調不良となった場合、保護者の就労状況によりすぐに迎えに來られない場合は、保育施設で引き続き保育を行います。	利用児童数	500人	120人	市内の保育ニーズの増加に伴い、病後児保育の需要も高まっている状況であり、実施箇所数の増加も検討をしながら、継続実施していく。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(3)	利用者の視点に 立った子育て支 援事業の充実	31	ファミリー・サポート・セン ター運営事務事業	家庭支援課	子育てを援助してほしい人（依頼会員）と 子育ての援助をしたい人（協力会員）の相 互援助活動を行います。	援助活動件数 （依頼会員の子どもを協力 会員が保育した件数）	480件	335件	子育て中の親子や共働きの家庭が、安心して子育てや仕事 ができるように、相互援助活動を行う環境は今後も必要で ある。 広報活動や手段を検討し、子育ての様々なニーズに対応で きるよう、協力会員の確保やに利用活動促進に努める。		
			32	パンダ・きりん教室開催事業	健康増進課	発達過程に弱さや遅れが見られる子どもと その保護者に対して支援を行い、幼児の心 身の健全な発達を促し、保護者の育児力の 向上や育児不安の軽減につなげています。	教室終了後の適切な進路の 紹介率 （発達課題に応じた進路が 整備されている）	90%	86%	育児や子どもの成長発達に不安を持つ保護者支援ができる 教室は大きな役割を持っている。グループワークや個別相 談を通して、スタッフが保護者の悩みを共有することで、 保護者が子どもの成長を感じ、子どもの発達課題・子ども の姿を受容し育児をする支援をしている。その受容にあた り、保育士、発達相談員、保健師などの専門職が寄り添い 支援し、適切な進路を決定している。しかし、コロナ禍に おいて、開催中止や人数を半減するなど、工夫をしながら 開催しており、多くの待機者がある。引き続き教室を通し ての支援、適した進路決定が行えるように、保護者に情報 提供を行い、相談支援をしていく。コロナ感染の予防に努 め、クラス編成や開催方法、時間帯などを常に検討しなが ら、より安全な運営、待機者を順次入室内していく。		
			33	はびきの子育てネット運用事務事 業	こども課	市内の公式子育て応援サイトとして、子育 てに関する情報の発信、地域の子育て支援 を進めています。	サイト閲覧回数	100,000回	100,388回	子ども・子育て支援新制度の施行以後、子育てに関する重 要な制度改革が毎年続いており、特に保育園や幼稚園に関 する手続きや制度の情報等、保育サービスを必要とするご 家庭への情報発信を実施する重要なツールとなっている。 また、近年、スマートフォンの普及率が大幅に増加してい る背景からも、紙による情報ツールより、手元のスマート フォンで情報を受け取ることができる本システムは、保護 者の方にとっても親しみやすく、大変利用価値のあるもの と考えられる。今後もタイムリーな情報提供を行うととも に、利用拡大に向けた研究を行っていく。	○	
3 の び の び 育 ち 、 楽 し く 学 童 期 を 過 ご す こ と が で き る 環 境 づ く り	(1)	生きる力の育成	34	教育改革審議会運営事務事業	学校教育課	子育て及び教育行政の新たな課題等の重要 事項について調査・審議を行います。	教育改革審議会開催回数	0回	0回	平成27年3月に、（1）羽曳野市の今後の幼小中一貫教育の あり方、(2)これからの公立幼稚園教育のあり方について教 育改革審議会より答申を得た。今後、適正な学校規模を実 施するにあたり、学校の統廃合・校区再編等の審議が必要 である。今後も、必要に応じて指導・助言をしていただ く。		
			35	学力向上推進委員会運営事業	学校教育課	市内の学力向上のため、年間4回程度の開 催をしています。中学校単位で「生きる 力」として学力向上に向けた取り組みを 行っています。	「羽曳野市学力向上スタン ダード」の推進達成割合	100%	95%	児童生徒の「書く力」に焦点をあて、自分の考えや思いを 相手に分かりやすく伝えること、情報を読み取り自分の言 葉で説明ができるようにすることができるよう取り組みを 行う。		
			36	少人数指導と基礎学力の向上に 向けた取り組み推進事業	学校教育課	学校において、少人数指導を実施し、子ど もたちが学ぶことの喜びや理解することの 達成感を体験し楽しく学ぶことができるよ う、環境を整えます。	「羽曳野市学力向上スタン ダード」の推進達成割合	100%	95%	児童生徒一人ひとりの個別最適な学びの実現のため、実態 を正確に把握し、それぞれの課題に正対した授業づくり、 学習評価に努める。		
			37	クラブ・部活動助成事業	学校教育課	クラブ活動を通じて自尊感情や自己肯定感 を育成するため、児童・生徒の心身両面での 健全育成と、学年学級の枠を超えて同じ 目標に向かって努力する力を育成していま す。	クラブ在籍人数 （市立学校のクラブ在籍人 数）	4,500人	4,450人	クラブ活動を通して自尊感情や自己肯定感の育成ができて いる。また、生徒指導面においても、生活規律の確立や規 範意識の醸成にも大きく成果を上げている。様々な効果が 見込まれるクラブ活動を安全に行うために、道具の点検や 環境整備を定期的に行う。		
			38	ほっとスクール支援員事業	学校教育課	学力向上、支援教育の充実、いじめの防止 等今日的な教育課題の解決のため、大学生 等の支援員を小学校に派遣します。支援員 は、学習指導の補助や特別な支援が必要と する児童・生徒への介助及び支援等を行 います。	ほっとスクール支援員派遣 回数 （1年間における市立学校 に対し派遣した回数）	840回	444回	児童・生徒にとって、多様な体験の場が増え、学習に対す る興味関心が高まる。また、教員にとって、学生に学習や 指導の補助をしてもらえることは、児童・生徒へ指導する 時間を増やすことにつながっている。支援員となる学生の 確保が難しく、大学等と連携した仕組みの確立が課題であ る。支援員となる学生の確保に向けて、大学への情報提供 やインターンシップなどを活用していくなど人材確保に努 める。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(2)	魅力ある学校教育の推進	39	子ども読書活動推進事業	図書館課	「羽曳野市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供とそのための環境づくりをはじめ、子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、広報啓発活動を行います。	児童書貸出冊数 （1年間に利用のあった児童書冊数（個人+団体））	320,000冊	238,321冊	子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないため、法律（「子どもの読書活動の推進に関する法律」）上事業の推進が義務付けられている。基金を活用したブックスタート事業の再開、古市図書館の児童図書館化など、新たな方策により事業の推進を図る。		
			40	小学校給食提供事業	教育総務課	安全で充実した給食を実施し、各学校では栄養教諭を中心に、児童や保護者への食育事業に取り組んでいます。	給食を原因とする健康被害の発生数 （給食への異物や予定しない食物アレルギー物質の混入、及び食中毒により健康被害が生じた喫食者の人数）	0人	0人	小学校給食の調理施設である、学校給食センター（第1・第2）の老朽化により、安定的な学校給食の提供に支障が生じる懸念がある。現センター老朽化によるリスクを低減させるため、令和4年4月から新センター整備までの間、老朽化の著しい第1センターを休止し、民間事業者に調理等委託予定。		
			41	保幼小中一貫教育推進事業	学校教育課	子ども一人ひとりの「生きる力」を育成するため、保幼小中一貫教育を推進します。また、横断的な教育カリキュラムを作成し、校種間の段差等を解消します。	連携会議開催数 （中学校区における一貫教育にかかる連携会議開催数）	12回	12回	平成23年度より取り組んできた幼小中一貫教育は、保育園を加えた15ヵ年に拡大し、各中学校区における連携会議を基盤として全中学校区において推進しているところである。平成30年4月開校の義務教育学校（はびきの植生学園）を一つのモデルとしてはじめている、実践・研究に対する支援が必要であり、また、全校区において一貫教育環境の整備をすすめるためにも、本事業は継続して実施していく必要がある。		
			42	小規模校における外国語活動合同開催事業	学校教育課	小規模校では取り組みが難しい、グループでの外国語を使ったコミュニケーション活動を実施します。	交流事業参加児童数 （1年間における交流事業参加児童数）	-	-	平成29年度から実施の事業であったが、本事業の目的である「対象の3校の児童に、外国語を使ったグループなどでのコミュニケーション活動等、小規模の学校生活では経験できない活動を実施し、大勢の集団生活の中で社会性を育む」ことができた。今後も、新学習指導要領にある外国語の目標にあげられている「コミュニケーションの素地・基礎が養える」ように継続的に取組みを進めていきたい。一方、令和2年度から5・6年生の外国語が教科化になるにともない、教科書内の各単元において様々な表現の方法を学び実践する課題に取り組んでいる。目標のうち「コミュニケーションの素地・基礎が養える」という点については自己表現の機会を教科指導内で確保することで達成できている。そのため、本事業は役割を終えたため、令和元年度で完了するものとした。		
			43	学校いじめ問題対策審議会運営事務事業	学校教育課	いじめ防止等の有効な対策を検討するなど、専門的知見からの審議を行います。	羽曳野市いじめ問題対策審議会参加者数 （羽曳野市いじめ問題対策審議会 年間参加者総数）	6人	3人	羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会及び羽曳野市いじめ問題対策審議会規則により平成30年度より設置された。いじめ防止等の有効な対策を検討するなど専門的知見からの審議をおこなうことができている。対応だけにとどまらず、未然防止の観点から助言をいただけるものとしていく。		
			44	A L Tを活用した外国語教育推進事業	学校教育課	児童・生徒の言語や発音の向上、英語によるコミュニケーションの能力の育成と国際理解を深めるため、外国の文化や行事、生活習慣、歴史等に関する活動を行います。	ALTの活動日数 （1年間における学校への訪問日数）	880回	810回	児童・生徒の国際性の育み・語学への興味づけに大きな成果が得られ貢献度が高い。ただし、令和2年度はコロナ禍のために、一斉休業となったり、分散登校となったため、小学校の教育課程で外国語が教科化され、指導の計画増加を見込んでいたが、日数が減少した。今後、「聞く」「話す（やりとり）」の部分で、ネイティブの発音や、対話は欠かすことができず、必要不可欠な事業である。		
			45	人権教育推進事業	学校教育課	子どもたちの人権が尊重される学校園づくりを行うため、各小・中学校・義務教育学校における人権に関する校内研修を充実させます。	総会・専門部大会参加教職員数 （人権尊重の学校園づくりをめざす5月総会・2月専門部大会に参加する教職員数）	0回	0回	誰もが安全・安心に暮らせる社会を実現させるためには、第一に子どもたちの人権が尊重される学校園づくりが不可欠であるが、本事業はその土台をかためる意味合いをもっているものである。具体的には日常的な教職員の研修を質的に維持する（外部講師を招聘する等）ことが、人権教育の推進に大きく寄与する。市内における人権を守る観点からも、今後も継続する必要がある事業である。新型コロナウイルス感染症により研修や総会・専門部会の実施が難しい状況にあるが、人権が尊重された学校園づくりのために方法を工夫しながら実施していきたい。	新型コロナウィルス感染症により中止	
			46	携帯電話の利用制限	学校教育課	大阪府のガイドラインを精査し、全児童・生徒の校内への持ち込みの可否・学校での管理・保管方法、ルールの徹底等の課題を踏まえて効果的な携帯電話の利用方法を考えています。	評価になじまず（令和元年度内に検討し、市のガイドラインを策定したものであるため、活動指標を定めて定量的に検証するものではないため）	—	—	羽曳野市立学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインを特定し、全ての学校が同ガイドラインに基づいた対応を行っている。児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止とし、やむを得ない場合など、個別の事情は学校と協議の上、一部認めている。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
			47	総合教育会議関連事務事業	政策推進課	首長と教育委員会の間で十分な意思疎通が図られ、教育課題にともに取り組めるよう、重点的に講ずるべき施策等の協議・調整を行います。	会議の開催回数 （会議における協議・調整によって意思疎通を図り、教育行政の課題や方向性などの共有を図る）	3回	2回	総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場として設置することが義務付けられており、首長と教育委員会の両者が教育政策の方向性や課題を共有し、一致して執行にあたることに貢献しているものと考えている。 教育行政における重点施策の協議その他必要な場合に会議を開催し、さらなる連携を図るとともに、教育施策の効果的な推進に向け、協議・調整を行っていく。		
			48	教育相談事業	学校教育課	専門的知識を有する者を専門員として設置し、保護者や教員に対してカウンセリング等を実施します。	教育相談における相談人数 （１年間における相談を受けた人数）	150人	221人	近年、多様化、深刻化してきている児童生徒や保護者の悩みに対し、きめ細かな支援を行うことができている。臨床心理士の視点からの相談活用を充実させていくことは、市立学校に通う児童生徒のよりよい発達にとっても重要である。市立学校と連携し、学校だけで抱えきれない児童生徒や保護者への支援をより広げていく。		
			49	環境教育推進事業	環境衛生課	多くの学校で実施している学校区のボランティア清掃等、総合学習の時間等を利用して、市の環境に向けた取り組みを学び、家庭・地域等の環境意識の向上に努めています。	参加者数 （環境教育の参加人数）	80人	15人	民間力の活用や大阪府との共催で事業を行うことにより経費の節減が出来た。また、環境保全への意欲の増進を目的とした環境教育の取り組みとして、感性の柔らかな年代である小学生と家族を対象とした「水辺の観察会」や民間事業者が行う「電気の話」は、子どもたちの未来に向かって「環境」という意識付けになることを目的としているので、事業の継続が望ましい。		
	(3)	信頼される学校づくり	50	教職員研修事務事業	学校教育課	学習指導要領実施も踏まえ、教職員のスキルの向上のため、大学の先生をはじめ、専門知識のある方に研修を実施してもらい、授業改善に取り組みます。	受講者数単 （研修に参加したのべ人数）	1,200人	804人	教職員のスキルの向上と同時に、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度からはじまる新学習指導要領本実施に向けて、小学校英語の教科化をはじめ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等も求められている。不易な研修と同時にタイムリーな研修の充実を実施していく。 令和3年度以後も、最新の教育情報をいち早くキャッチし、最新の教育を羽曳野市で行っていただけるよう、研修に取り入れていく。また、不易な内容がマンネリ化しないようまた、教職員の知識・技能の向上につながるよう今後も研修内容を検討していく。		
			51	教育指導専門員事業	学校教育課	授業力向上、子どもとの関係づくりや生徒指導等、教育の資質向上に関する研修を実施します。また、教育指導専門員を配置し、初任者研修の指導助言を補助的に実施します。	初任者研修にかかる派遣回数 （１年間における市立学校への派遣回数（延べ））	100回	85回	本事業は、法定の初任者研修、2年目研修を基本とし、授業力向上・子どもとの関係づくりや生徒指導等、教員の資質向上に関する研修を行い、教員の指導力向上に寄与している。R2年度はコロナウイルス感染症による一斉休業のため、訪問指導がかなわない期間もあったため、回数は減少しているが、今後も新学習指導要領に対する教育課程にかかる研修等も必要になることが見込まれ、本事業は継続して実施していく必要がある。		
			52	教職員の英語サポート事業	学校教育課	小学校・義務教育学校における英語教科化に向け、英語教育指導専門員を派遣し、教職員に対して指導・助言等を行います。	英語教育指導専門員が指導した教員数 （１年間における専門員が指導した教育数）	150人	148人	小学校の教育課程での英語教科化に向け、教職員の外国語授業への指導等行うためにより新しい専門的知識とそれを実現するスキルが必要になる。そこで、元年度は「ALTと指導専門員による教職員に対する英語実践研修」を実施し、教員の指導力向上に寄与することができた。令和2年度までで3年間の事業を終え、教職員の外国語授業への指導についても、一定程度の知識とスキルが備わってきたものと考えられる。そのため、本事業は役割を終えたため、令和2年度で完了するものとした。		
	(4)	情報教育の充実	53	学校ＩＣＴ環境整備事業	教育総務課	児童・生徒のＩＣＴ活用能力を高めるため、ＩＣＴ教育環境の充実を図ります。	児童生徒向けのパソコン整備割合	100%	100%	文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想における「児童生徒向けの１人１台端末整備」及び「高速大容量の通信ネットワーク整備」については、令和3年3月末を以って整備が完了した。今後は、導入したICT機器の活用や更新等について、学校現場や学校教育課と協議をし、更なるICT教育環境の充実を図るべく検討していく。		
			54	情報リテラシー教育	学校教育課	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向け、子どもたちに情報教育を進めます。	情報リテラシーや情報モラルなども含めた「情報教育」にかかる授業を実施した学校数	19校	19校	令和3年4月より、全児童生徒にタブレットが整備されるとともに、各学校においては特に情報モラル教育について成長段階に応じて実践が進められているところである。今後も小中9年間を通した体系的な推進が重要であると考えている。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(5)	放課後活動への支援	55	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	社会教育課	就労や疾病等により保護者が放課後家庭にいない児童に対して放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を開催しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた児童の健全育成を目的に実施しています。	留守家庭児童会入会希望者受入率 (年度当初の希望者を受け入れた割合（％）)	100%	100%	留守家庭児童会の利用者数は、少子化で児童数が減っているなかでも伸びており、市民ニーズの高い事業と考えている。本年度も教室数及び職員数を増やし待機児童を出さずに受け入れできる態勢を整えたが、複数の教室で職員が足りず、日々雇用の会計年度任用職員で職員数を補っている状態である。また、いくつかの学校において空き教室がなかったため、学童の専用教室が準備することができず、幼稚園や学校との併用教室として使用している状態である。今後も利用者は増加傾向にあるため、待機児童を出さずに全員を受け入れできる態勢を確保することが最重要課題である。配慮が必要な児童の増加に対応していくことや、保護者会から強く要望されている土曜保育の通年開会も今後の課題であるが、当面は現状の内容で安定的な運営体制を確保できるようにしたい。		
			56	留守家庭児童会学習支援事業	政策推進課	自発的な学習習慣を定着させることを目的として、放課後児童クラブの各教室において、市の職員が週一回程度、学校の宿題のチェックや質問への対応等、児童への学習支援を行っています。	学習支援の満足度 （本事業について「良い取り組みだと思う」と答えた保護者の割合）	85%	83%	留守家庭児童会の各教室において、児童会で学習する習慣を定着させ、そのチェックを行うことにより、保護者が十分に学習の確認を行えない児童へのフォローなど、一定の市民ニーズに応えることができているものとする。しかし、留守家庭児童会のクラス数の増加に伴い、職員の担当教室数・訪問回数も増加しており、実施体制の見直しを図ったうえで事業を継続する。今後は、学習支援を行うのみでなく、運営支援を行う事業へ変更していく必要がある。		
			57	放課後子ども教室事業	社会教育課	市内13小学校1義務教育学校区で、放課後等に学校の施設を利用してスポーツ、文化活動、様々な遊びや地域ボランティアとの交流等を実施しています。	児童の参加人数 (1年間で参加した児童の延べ人数)	5,000人	0人	令和2年度は新型コロナウイルスにより、放課後子ども教室の活動はできなかったが、地域の実行委員会や市全体での放課後子ども教室代表者会議・運営委員会は実施し、新型コロナウイルスが収束次第、活動再開ができる体制を作った。 令和3年度9月現在も新型コロナウイルスにより、放課後子ども教室の活動は行えていない。しかし昨年度に引き続き、地域の実行委員会や放課後子ども教室代表者会議などを開催し、新型コロナウイルスが収束次第活動再開ができる体制を作っていく。	○	
			58	各種教室等開催（青少年センター）事業	社会教育課	主に小学生以上の児童・生徒を対象に、土曜・日曜日、また、下校時間が早い水曜日の午後に、伝統文化や芸術の定期教室等を開催しています。	各種教室の参加延べ人数	530人	313人	受益者負担（受講料）については、かなり安価に設定されているが 教室の意義が受講者の技術向上だけに留まるのではなく、市の施策である文化芸術の推進に寄与していることを考慮すれば妥当と考える。 課題としては、受講者や講師、運営する職員について、新型コロナ対策感染症対策の徹底や教室内容が定例化しているため、新たな内容の教室も検討する必要がある。		
			59	白鳥児童館運営事務事業	社会教育課	子育て親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施しています。また、小学生を対象とした遊び場の提供等、工作や体験型教室も開催しています。	1年間に施設を利用した人数	12,000人	6,238人	児童の利用は校区内である白鳥小学校の児童に限られるため、以前より市内全域からの利用者を増やすことを目標として、就学前の親子の利用の充実に努めてきた。その結果、平成29年度から子ども・子育て支援交付金を受けて、月曜から金曜日の午前中の事業を地域子育て支援拠点事業として、利用対象者を乳幼児の親子にまで拡大して実施した。令和元年度は新型コロナウイルスの影響で年間利用者数は減少しているものの、現在も市内全域からの利用があり、今後も地域の子どもの健全育成と子育て支援及び居場所づくりとして継続していくべき事業である。なお今後も地域の子どもの健全育成と子育て支援及び居場所づくりとして継続していくとともに、高学年の児童の利用数を増やすことが課題である。児童館の規模が小さく施設面でも難しい面もあるが、興味のある遊び等を提供できるよう、事業の充実に努めていきたい。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No,	施策名	No,	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(6)	子どもの活動機 会の充実	60	青少年児童センター運営事務事 業	社会教育課	青少年の放課後や土曜、夏休み期間等に、 安心安全な居場所づくりを実施していま す。また、親子のふれあいの場として体操 教室も実施しています。	施設利用者数 （1年間で、一般開放利用 等も含め当センターを利用 した人数）	45,000人	27,931人	青少年児童が安全かつ安心して過ごせる場を提供するよう 努め、児童を対象とした各種文化教室・サッカー教室等を 軸に様々な活動を通して「集い・遊び・学び」の機能を充 実させることにより、青少年児童の健全育成に取り組んで いる。また、親子のふれあいの場として体操教室などを実 施することで、子育て世代のコミュニティ活動促進にも取 組んでいる。 一般開放及び貸館事業などにより、さらに幅広い年代の 方々が利用し活動することができる「場」を継続して積極 的に提供することで、世代間のコミュニケーションの促進 にも努めていく。		
			61	ふれあい広場関連事務事業	社会教育課	グレースヒルススポーツ公園野外活動広場を 利用して青少年の体験活動の充実を図り、 また、夏休みには親子サマイベントを開 催しています。	利用人数 （1年間のふれあい広場の 利用人数）	2,000人	2,479人	人件費等の削減のための方法として、施設所管課等につい て検討の余地があると思慮される。また、当施設（キャン プ場）については新型コロナウイルス感染症の感染リスク が高いとの見解により閉鎖が続いているため、施設の利用 再開にあたり感染症対策の徹底が求められる。		
			62	はびきの夏スタ！事業	政策推進課	各小学校高学年を対象に、夏休み期間中の 各小学校において、自学自習とレクリエー ションの機会を提供しています。	事業に対する満足度 （「事業に参加してよかつ た」と回答した参加者（保 護者）の割合）	80%	-	夏休みの課外活動の場として、児童や保護者からは好評を 得ている事業である。しかし、新型コロナウイルス感染症 の拡大が収まらない状況下において、夏休み中に児童を学 校に集めて事業を実施することが困難であるため、令和2 年度の事業実施を見送った。 夏休みの学習習慣の定着という当初の目的は一定達成され ており、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するこ とも踏まえて今後の事業の方向性について検討した結果、 事業廃止とするもの。		
4	(1)	一人ひとりの思 考力・判断力・ 表現力の育成	63	はびきの中学生study-O事業	政策推進課	中学生を対象に、学習の習慣づけや学力の 向上を目的として、市役所内の会議室等 において自学自習の場を提供し、市職員 及びサポートスタッフが一人ひとりの習 熟度に応じた助言や個別指導を行って います。	満足度 （1回以上参加した生徒に 対するアンケート調査の満 足度）	80%	86%	所得格差と学力格差の関連性が問題視される中、無料で 参加できる自学自習の場の提供を市が行うことには妥当 性があり、一定の市民ニーズに応えられているものと考え る。 一方で、事業への参加者数は年々減少しており、更に令 和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によって大 幅に減少した。 そのため、事業の改善を検討する必要があるものの、引 き続き参加者のニーズに応えるための運営に努めていく。 開催場所・回数の見直しについては、現在2ヶ所の会 場のうち、参加者が少なく市職員のみでの運営となっ ている1ヶ所について、回数の削減等の見直しを検討す る。	○	
			64	小・中学生スポーツクラブ活動 事業	政策推進課	市職員が小・中学校のクラブ活動にない女 子サッカーや硬式テニスを指導し、運動 の機会と場所を提供することで、児童・ 生徒の健康づくり・居場所づくりの促 進を図っています。	登録者数	150人	93人	サッカー教室やテニススクールは民間事業者においても 実施されており、また、参加者（登録者）も年々減少傾 向にあるため、事業の見直しを検討している。令和3年 度以後の小・中学生スポーツクラブ活動事業の実施方法 について、方向性の検討を行う。	○	
	(2)	豊かな心を育む 教育の育成	65	育児等教育・相談事業【再掲】	健康増進課	妊娠・出産から育児に関する様々な知識 の普及と育児等に関する不安の軽減を 図っています。また、中学校において、 思春期教育を実施し、性に関する正し い知識の普及と命の大切さを伝えてい ます。	—	—	—	—		
	(3)	心と身体の健康 づくりの支援	66	中学校給食提供事業	教育総務課	弁当を持参できない生徒に栄養バランス を考えた給食を提供しています。予約シ ステムにより「選択制」の給食を実施 しています。	栄養バランスのとれた給食 の提供数	40,000食	51,448食	中学校給食は、安全面、衛生面及び栄養価に配慮された 昼食のひとつの選択肢として定着している。また、中 学校給食を身近に感じてもらえるよう取り組んでいる。 引き続き、「食の大切さ」への関心、「食」の正しい理 解が深まるよう取り組むとともに、全員給食の実施に 向けた検討をすすめる。		
			67	不登校児童生徒適応指導事業	学校教育課	不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、 小集団活動（学習支援・料理・スポーツ ・野外活動等）を通じて集団への適応 力を育成します。	適応指導教室入所者数 （1年間における小中学校 からの入所者数合計）	30人	27人	様々な事情により、学校に登校しにくい児童生徒に 対して、学校復帰や社会的自立に向けてのはたらきかけ がされている。相談件数も多く、教育研究所の存在に ついて知ることによって安心する児童生徒や保護者も おり、現在の体制維持は必須である。 家庭環境や本人の特性によるところもあり、不登校理 由が多様化している。教育相談事業やSSW配置事業 等との連携によるアセスメント、支援により力を入 れていく必要がある。		
(4)	相談体制の充実	68	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	臨床心理の専門家や経験を有するカウ ンセラーを各中学校・義務教育学校に 配置して相談体制を整え、また、教職 員へのコンサルテーションにより、い じめや不登校等の未然防止・早期対 応に取り組んでいます。	相談人数（児童生徒・保 護者・教員）	210日	210日	児童生徒、保護者のニーズも高まり相談件数は増加 している。 いじめ、不登校、問題行動等、多様な課題に対応す るため、いっそうの支援の充実が求められる。			

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
5 過 こ す こ と が 向 け て る 青 年 期 づ く り	(1)	就労への支援	69	地域就労支援事業	産業振興課	地域就労支援センターにコーディネーターを配置し、就労支援を行っています。また、地域就労支援障害者雇用相談として出張相談を実施しています。	適正に処理した件数 （地域就労相談件数のうち、就労に至った又は専門機関に案内した等の適正に処理した件数）	41件	35件	就労困難者が抱える就労阻害要因は、年々多様化・複雑化してきており、今後も厳しい状況が続くことが予想される。 身近な地域でのきめ細かい効果的・効率的な就業支援が必要で、地域における支援は重要性を増しており、市も含めた関係機関のそれぞれの長所を生かしながら就職の実現に向け、関係機関と連携しながら支援を行っている。新型コロナウイルス感染状況の好転が見込めないことから、コロナ禍で実施できる新たな相談体制を模索し、潜在的な対象者の掘り起こしを目指す。		
			70	進学準備給付金事業	生活福祉課	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、その費用の一部（一時金）を支給しています。	進学準備金の支給件数 （生活保護受給世帯の子どもの自立を助長するために給付した件数）	18件	16件	生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部が、平成30年6月8日から施行され開始した事業である。生活保護世帯の子どもの大学等進学率を上げて、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するため、引き続き事務を執行していく。		
	(2)	体験活動の推進	71	ボランティアセンター事業	社会福祉協議会	夏休みのボランティア体験プログラムとして、施設や各団体が行うサマーキャンプや夏祭りといったイベント等に参加できるプログラムを用意しています。	1年間の参加者数	0名	0名	参加者が年々減少しているという現状の中、コロナ禍で外出自粛という中での対策として、居場所づくりの確保ということも含めて継続していくことが大切であると考えます。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(3)	困難を有する若者への支援	72	児童養護施設退所児童進学応援事業	家庭支援課	ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用し、児童養護施設退所児童の社会的自立を支援しています。	児童養護施設退所児童の進学者への奨学金支給金額	2,400千円	2,400千円	ダルビッシュ有子ども福祉基金を有効に活用し、児童養護施設退所児童に対し奨学金支給を行った。	○	
6 一人ひとりの子どもの育ちを守る環境づくり			73	ペアレント・サポート事業	障害福祉課	支援が必要な子どもや保護者に対して、ペアレントメンター事業、ペアレントプログラム事業やペアレントトレーニング事業を行います。	研修参加人数 (ペアレントプログラム実践研修への参加)	1人	2人	令和元年度より開始した発達障害児のペアレントサポート事業を推進するにあたり、さまざまな施策を今後実践していく必要がある。	○	
			74	日中一時支援事業	障害福祉課	障害者・児の日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。	事業を利用した延べ回数	70回	6回	障害者等の家族のレスパイトの場として今後も必要である。本事業の実施事業所が充足していないこともあり、地域生活支援事業の一つの移動支援事業が家族のレスパイトを担っている部分もある。		
			75	障害・難病等の療育システム推進事業	健康増進課	医療機関や転入前市から依頼のあった乳幼児や、各乳幼児健診で「難病・小児慢性特定疾患」のある子どもで、療育の必要がある場合、藤井寺保健所と連携を図りながら療育相談や訪問を実施しています。	相談・依頼のあった乳幼児の連携 (連携件数)	－	0件	引き続き、藤井寺保健所と連携を図りながら療育相談や訪問を実施していく。		
			76	障害児通所支援等給付事務事業	障害福祉課	養育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導や知識・技能の提供、集団生活への適応訓練等を行います。児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う事業所への通所を支援し、児童の適切な発育を援助します。	一人当たり利用量 (延べ利用量÷延べ利用者数)	12日	12日	児童福祉法に基づく事業で今後も継続していく。あわせて、常に適正に事業が実施されているかの検証が必要である。なお、現状では、こども課（相談・申請等）と障害福祉課（決定・支給等）で連携して実施しているが、市民の利便性や事業実施の効率を考慮し、その方法について見直すことが必要となっている。		
			77	障害者虐待対応事務事業	障害福祉課	養育者・施設従事者・事業者等による虐待から障害者を守るため、早期発見・早期対応を行うとともに、未然に防ぐために積極的なアプローチを行います。緊急一時保護に対応するため、施設の一角を近隣4市で確保しています。	虐待認定件数 (虐待通報により虐待対応を必要とした件数)	5件	2件	障害者虐待防止に関する啓発事業を今後も活発に実施し、虐待を未然に防ぐためにも関係機関が連携し、障害者やその家族への関わりを重層化する必要がある。また、虐待対応で分離保護する場合があるが、障害特性もあり、入所施設自体が少ないため、非常に措置発動しにくい現状である。やむを得ない措置を図るためにも、入所できる障害施設だけでなく、介護の施設とも協力体制の構築を検討していく必要がある。		
			78	肢体不自由児療育支援事業	学校教育課	西浦小学校、峰塚中学校をセンター校として位置づけ、介助や医療的ケアが必要な児童・生徒も安心して地域の学校で学ぶことができるように、介助員と看護師を配置するほか、機能訓練士も派遣しています。	延介助時間数 (バス介助を除く、生活介助及び学習支援にかかる延べ時間)	7,000時間	9,806時間	肢体不自由児や医療的ケアの必要な児童・生徒に対して教育の機会均等を図るために必要不可欠な事業である。事業の進行管理に努めるとともに、支援の充実を図っていく。		
			79	南河内圏域障害児（者）歯科診療事業	健康増進課	地域の歯科診療所において診療が困難な障害児（者）に対して、南河内圏域で歯科診療や口腔衛生指導を実施しています。	障がい者（児）歯科診療の患者数 (羽曳野市民で当該診療所を受診した患者数)	70人	67人	施設面等で地域の歯科受診が困難な障がい者（児）歯科診療の口腔衛生が守られているため、今後も継続が必要である。		
(1)	発達に不安のある家庭への支援		80	発達に障害のある児童の居場所づくり事業	社会教育課	支援が必要な児童やその保護者が悩みを抱えて孤立や虐待に繋がらないよう、民間施設に委託し、児童や保護者が気軽に相談できる居場所を提供しています。	支援が必要な児童の保護者への相談支援 (児童センター研徳田にて開設している相談窓口、学童保育、ホール開放において相談支援を行った保護者の延べ人数)	1,000人	670人	市が運営する児童館では、障がいについての専門知識を有するスタッフを確保していないため、支援が必要な児童が遊んだり、保護者が気軽に相談できる窓口が開かれていない。そのため委託先である四天王寺悲田院児童センター研徳田では、支援が必要な児童の居場所や保護者が気軽に相談できる場所として、市民が利用できる環境を整えている。また、相談支援や研修等も行っており、留守家庭児童会職員も参加している。実践方法を学ぶことで、いじめや虐待発生の再発防止策に役立っている。支援が必要な児童や保護者を支える場所があることは非常に重要であり、今後も継続していく必要がある。専門知識を有するスタッフが留守家庭児童会へ赴き、支援が必要な児童への対応方法等を、実地研修により直接羽曳野市留守家庭児童会職員へアドバイスするなど成果向上に努めていきたい。		
			81	障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な支援情報の提供や必要な援助を行います。	相談支援事業所における相談件数の合計	1,200件	2,691件	平成22年度から市内4ヶ所の相談支援事業所に事業委託を行っている。機能の充実強化が望まれる中で、制度改正に伴い相談支援事業所を統括する基幹相談支援センターの設置が本市第3期障害者計画に盛り込まれた。効果的な委託事業実施や運営支援等も期待され、基幹相談支援センターの設置が課題である。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
			82	家庭児童相談事業	家庭支援課	安心して産み育てられるように、子どもの成長や育児等について、相談を行います。	家庭児童相談対応件数 （相談があった際対応した件数）	1000件	839件	児童福祉法により義務付けられている事業であり、相談対応件数が急激に増加していること、令和４年度までに、市町村子ども家庭総合支援拠点（子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整などの必要な支援を行うための拠点）の設置を国から求められており、取り組みを進める。		
			83	特別支援教育推進事業	学校教育課	小・中学校・義務教育学校に支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学習支援等を行います。	支援教育支援員活動状況実績 （１年間における市立学校に対し活動した回数）	4,000回	3,077回	羽曳野市立学校での支援学級在籍児童生徒や支援を必要とする通常学級在籍児童生徒の増加が顕著であり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切できめ細かな支援を行ううえで必要不可欠の事業である。支援学級在籍児童生徒だけでなく通常学級在籍児童生徒に対して教育的ニーズを的確に把握し、必要な支援をおこなうことで、「ともに学び・育つ」という共生社会の実現をめざしていく。		
			84	障害者雇用フォーラム開催事業	産業振興課	事業所に対して、障害者雇用に関するノウハウや雇用上の工夫等の情報提供を行っています。	参加者の満足度 （障害者雇用の促進につながっているアンケートで「非常に良かった」「良かった」回答割合）	88%	-	障害者の法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大に伴い、障害者雇用を考えている事業所は増えているものの、使える制度や申請の方法、また職場での接し方など経験のない事業主には分からないことが多い。フォーラムでは、セミナー形式や職場見学など毎年趣向を凝らし、事業主や人事担当者に、制度だけでなく障害の特徴やサポート機関などを知ってもらえる場となっており、障害者雇用の推進につながっている。新型コロナウイルス感染状況の好転が見込めないことから、共催者である松原市、藤井寺市、南河内北障害者就業・生活支援センターはると協議しながら、コロナ禍で実施できる新たな開催方法を模索していく。		
			85	福祉手当給付事務事業	障害福祉課	重度の障害者や障害児に対して手当の支給を行います。	延受給者数 (特別な負担の軽減を図った重度の障害者)	2,500人	2,364人	障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確立するため、国により創設された制度であり、在宅の重度障害者に対し、その特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、福祉の増進が図られている。法定受託事務として、今後も大阪府の指導のもと、事務を適正に執り行っていく。		
			86	特別児童扶養手当給付事務事業	家庭支援課	政令で規定する障害の状態にある20歳未満の児童を監護または養育者に給付を行います。	進達率 （申請書等を大阪府に適正に進達できているか）	100%	100%	障がいの状態にある児童を養育する父母等に対し手当を支給することで、福祉の増進に寄与しており、障害福祉関係課との連携をより密にし、申請漏れのないよう引き続き適正な事務執行を行う。		
			87	重度障害者医療費助成事業	保険年金課	身体障害者手帳１・２級を保持されている方、重度の知的障害者等を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 （助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合））	100%	100%	平成30年４月から精神障害者・難病患者へ対象が拡充され、老人医療費助成事業の対象であった65歳以上の重度障害者及び知的障害者は、重度障害者医療費助成事業に一本化された。令和３年４月からは、大阪府の制度改正により精神病床への入院が助成対象となっている。入院時食事療養費の見直し（廃止）について、在宅医療との公平性の観点から、健康保険制度上の住民税非課税世帯であって、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方のみ助成対象としている入院時食事療養費の助成は、令和3年４月から廃止している。令和３年４月から、大阪府の制度改正により精神病床への入院が助成対象となっている。		
	(2)	子育て世帯への生活支援	88	児童手当給付事務事業	家庭支援課	児童の健やかな成長と家庭等における生活の安定のため、中学校修了前の児童を対象に、「児童手当」を支給しています。	受給率 （申請者のうち受給資格のある方に対する受給割合）	100%	100%	法令で支給が定められており、今後も受給漏れがないよう制度について周知を図り、受給率１００％を継続していく。		
			89	子ども医療費助成事業	保険年金課	0歳児から中学３年生までを対象に、医療費の自己負担額の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 （助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合））	100%	100%	所得制限なく中学３年生までの子どもの医療費を助成することは子育て世帯の支援として有効である。また、出生・転入等の担当課との連携により助成対象者の把握や助成事業の周知に努めている。国・大阪府の動向を見ながら、適宜、改善を行っているところである。令和３年４月から、大阪府の制度改正により精神病床への入院が助成対象となっている。国に対しては、乳幼児医療(子ども医療)の制度創設を要望し、大阪府に対しては、乳幼児医療（子ども医療）費助成事業補助金の助成範囲について、所得制限を撤廃した上で、義務教育終了（中学校修了前）までの子に拡充するよう要望している。また、市単独事業として、令和３年４月から対象年齢を18歳到達年度末まで引き上げている。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
	(1)	児童虐待防止対策の充実	90	要保護児童対策地域協議会事業	家庭支援課	虐待の恐れのある家庭に対して子どもを守る地域ネットワークであり、子ども家庭センターや警察、保育所、保健所、法務局等の関係機関が連携しながら、個別ケース検討会議等を開催し、情報共有を図っています。	家庭児童相談対応件数 (家庭児童相談担当が相談、通告に対応した件数)	800件	548件	児童福祉法により義務付けられている事業であり、相談対応件数は増加傾向にある。 令和４年度までに、市町村こども家庭総合支援拠点（子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整などの必要な支援を行うための拠点）の設置を国から求められており、取り組みを進める。		
			91	虐待防止のための啓発活動推進事業	家庭支援課	11月にオレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防止の活動のチラシ等を配布し、啓発活動を行っています。	周知・啓発活動の実施率	100%	100%	11月の「児童虐待防止推進月間」において、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得るため、住民の目に触れる場所への啓発物の掲示等により周知・啓発活動を行う。		
			92	ひとり親家庭等に対する相談体制事業	家庭支援課	ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。	ひとり親からの相談件数	120件	102件	引き続きひとり親家庭等に対して、きめ細やかな相談体制と取る。		
			93	児童扶養手当給付事業	家庭支援課	ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当（月額）を支給します。	受給率 (申請者のうち受給資格のある方に対する受給割合)	100%	100%	法令で支給が定められており、今後も、離婚届提出時、転入転出時等、市民課他関係課との連携を密にし、適正な支給を図り、受給率１００％を継続していく。		
			94	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	家庭支援課	ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業（高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等）を実施します。	母子家庭等対策総合事業受給率 (申請者のうち受給資格のある方に対する受給割合)	100%	100%	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立の促進が図られた。児童扶養手当申請時や現況届提出時等においては事業の周知を図り、申請漏れのないよう実施する。		
			95	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	家庭支援課	高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。	高等学校卒業程度認定試験合格者数	2件	0件	令和4年度より制度が拡充されることから相談時等において周知をはかる。		
			96	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	家庭支援課	ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方（配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方）の経済的自立を図るために必要な資金（お子さんの進学、親自身の技能習得や転宅等）の貸付を行います。	貸付人数	5件	3件	令和2年度より、高等教育の無償化の制度が大幅に拡充され、大学等の進学に係る授業料の減免や給付型奨学金の拡大が行われており、ひとり親の児童が進学しやすい環境となってきたているが、貸付希望者がいる状態は変わらないので引き続き相談体制を取っていく。		
			97	ひとり親家庭等への就労支援事業	家庭支援課	ひとり親家庭の方の個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援等を行います。	自立支援プログラム策定数	20件	15件	ひきつづき、ひとり親の方に対してきめ細やかな自立就労支援を行っていく。		
			98	ひとり親家庭医療費助成事業	保険年金課	ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担額の一部を助成しています。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 (助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合）)	100%	100%	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減となり、疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることができた。国・大阪府の動向を見ながら、適宜、改善を行っているところである。令和３年４月から、大阪府の制度改正により精神病床への入院が助成対象となっている。 他の医療助成制度との公平性の観点から、令和３年４月から、入院時の食事療養費の助成は１８歳以下の対象者としている。		
			99	助産施設入所事務事業	家庭支援課	経済的に困窮している妊婦が安心して出産できるように、助産施設において出産する費用の補助を行っています。	助産補助実施件数 (助産補助を実施した件数 (助産申請は市役所にて全件受理し決定を行う。しかし府立病院で出産した場合の費用負担は大阪府が行い、市は支出しないため、実施件数は受理件数より少なくなる。))	10件	3件	児童福祉法に定められた義務的事業であり、継続していく必要がある。		
7 支 援 が 必 要												

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No,	施策名	No,	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
要 な 家 庭 を 支 え る 環 境 づ く り	(2)	多様な家庭への支援	100	就学援助等事務事業	学校教育課	経済的理由によって、就学が困難となっている児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるように学用品費等必要な費用の一部を助成します。	就学援助適正受給者割合 (就学援助制度認定者のうち、適正受給者の割合)	100%	100%	少子化による児童数の減少により認定者数は減少しているが、全児童数と認定者数の割合は前年度、前々年度ともに大きな変化はなく、就学援助の実施意義は高いと考える。制度の周知などにより申請の促進に努めつつ、今後も他市の認定基準や支給額等の動向把握に努め、引き続き事務執行の効率化を図り、支援をしていく。		
			101	自立相談支援事業	福祉総務課	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や就労支援を実施しています。	個別支援解決件数 (生活困窮者への相談援助を通じて課題解決に至った件数)	150件	93件	本事業は、生活困窮者自立支援法による法定事業（必須）である。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、住居確保給付金の申請が急激に増えた。また、複合多問題や長期離職者等の相談も増えている。課題解決に至った件数が減少している理由には、上記のように短期間では解決が難しく、継続的にかかわる相談の増加があげられる。		
			102	生活保護事務事業	生活福祉課	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しています。	保護率 (当該年度保護人員／人口×1000（平均）)	28%	27.31%	生活保護法は第1号法定受託事務であるため、国の責任において全ての費用を負担する必要があるもので、生活保護法に基づき事務執行をすることはもとより、受給者の自立更生を目標に他法やその他あらゆる手法を用いるため、それらの手段等に精通した社会福祉の専門知識のある職員を国の指標通りに配置するよう体制整備に努める。社会福祉の専門知識のある職員等、国の指標通り保護人員に見合う職員の配置をするよう引き続き人事課と調整を図る。 また、生活困窮者自立支援事業所管課である福祉総務課との連携も引き続き行い、切れ目のないよう支援していく。		
			103	ダルビッシュ有子ども福祉基金管理運用事務事業	家庭支援課	ダルビッシュ有選手からの寄付金を積み立て、子どもの福祉に役立つ事業に活用しています。(例)・市内児童養護施設の子どもたちをぶどう狩りへ招待・中央図書館にダルビッシュ有文庫の開設 等	年度末基金残高 (年度末基金残高（5月末現在）)	8,000千円	12,411千円	ダルビッシュ有子ども福祉基金を有効に活用し、今後もすべての子どもたちの心身の健やかな成長に寄与する事業の実施を行う。		
			104	進路選択支援事業	学校教育課	家庭状況及び相談内容に応じて適切な奨学金の活用や手続きについて案内を行います。	進路相談件数 (1年間における進路相談の件数)	25件	26件	相談件数は一定数継続しており、今後、さらに件数が増加することが予想されるため、継続していく必要がある。		
			105	多文化共生事業	市民協働ふれあい課	本市に在住する外国人が住みやすく、また海外からの来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体等からの生活支援等にかかる活動等について情報提供を行い、ボランティア団体が実施している教室やイベント開催について支援しています。	日本語教室学習者数 (指標の説明羽曳野国際交流ボランティアサークルみやびによる日本語教室の開催日数)	800人	431人	他機関で行われている外国人のサービスについて情報収集を行い、ホームページ等を活用し、外国人が住みやすい環境づくりに取り組む。 教室等の広報を多言語化する等、周知方法について検討していく。	○	
			106	帰国・外国人児童生徒適応支援事業	学校教育課	渡日間もない児童・生徒が生活するための必要な日本語の習得及び周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための通訳等の支援を実施します。	日本語能力試験合格者数 (日本語能力試験による日本語能力測定) 日本語能力試験 N5…基本的な日本語をある程度理解することができる N4…基本的な日本語を理解することができる N3…日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	N3:2人 N4:2人 N5:2人	N3:2人 N4:2人 N5:2人	渡日の児童・生徒にとって、生活するために必要な日本語（サバイバル日本語）の習得及び、周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための通訳が必要である。今後も継続的に支援をしていく必要がある。	○	
(3)		子どもの権利擁護	107	人権擁護委員協議会事務事業	人権推進課	法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が人権相談所の開設をはじめ、市内小・中学校への啓発活動を実施しています。	人権擁護活動の普及 (各事業の市民の参加人数)	300人	126人	人権問題は多様化しており、悩みを抱えた方に対する相談窓口の開設は人権擁護の観点から大変重要なことである。また次世代を担う子どもたちへの啓発として、小学生を対象とした人権教室の開催や、中学生を対象に人権作文コンテストを行っている。さらに、フェスタ人権（大阪法務局主催）などのイベントを通じて、さまざまな普及活動を行っており、今後も活動に対する助成が必要である。 コロナ禍で多様化・複雑化する人権問題に対して、市民の身近な相談相手となるよう人権活動を通じて、基本的人権を擁護し、人権意識の普及啓発を図る。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
8 地 域 で 子 育 て を 支 え る 環 境 づ			108	中小企業労働環境向上塾事業	産業振興課	労働トラブルの未然防止を図るため、労働法の基礎知識等を周知・啓発する講座を実施しています。	講座の理解度 （事業所内での労働トラブルの防止や労働環境の整備につながっている。アンケートで「よく理解できた」「おおむね理解できた」と回答した割合。）	90%	-	中小企業の労働環境の向上、労使の信頼関係の構築、良質な人材確保及び経営の安定等を図るため、労働法の基礎的知識等を周知・啓発できる身近な講座となっている。 また、その時々の中身のトラブル等を実例としての対応方法や法的知識等を学ぶことで、トラブルを未然に防止し、良好な職場環境づくりを支援している。更に多くの方に参加してもらえるよう、周知方法や日時等見直しの余地がある。 新型コロナウイルス感染状況の好転が見込めないことから、共催者である松原市、藤井寺市、大阪府と協議しながら、コロナ禍においても実施できる新たな方法を模索していく。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
く り	(1)	仕事と家庭（子育て）の両立支援	109	男女共同参画啓発活動推進事業	人権推進課	家事、育児等、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支え合っていくための意識づくりを目的に啓発を行い、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行っています。	男女共同参画に関する啓発機会 (啓発物品、冊子の配布数)	5,000部	3,500部	男女共同社会の実現のために重要となるのは途切れることのない啓発と考えることから、今後も男女共同参画に関する啓発を継続していく。		
			110	子どもの居場所づくり事業	家庭支援課	生活困窮家庭等の子どもを対象に、子どもの居場所づくりとして、生活支援、学習支援に取り組んでいる地域団体に財政支援を行うとともに、ネットワークづくりを進めています。	交付申請に対する交付決定割合 （申請内容に基づき、決定審査を行い、交付決定を行っている。（認定件数/申請件数））	100%	100%	様々な家庭環境を抱えている子どもたちに対し、安心して過ごせる居場所を提供することは必要である。また、居場所を通じて、子どもの状況等を把握し、虐待等の早期発見に努めることが出来るため、事業の必要性は十分にある。今後の課題として、事業を実施するにあたり、実施団体と関係機関等（教育委員会、児童相談所、保健所、警察等）との連携が必要不可欠であり、組織的に一体となって包括的な支援の構築体制を検討する。		
	(2)	地域で親子の育ちを支える環境づくり	111	総合学習推進事業	学校教育課	地域の人材を活用し、教科との関連を図りながら地域の歴史や文化を学ぶことで、身近な地域の知らないことを知ることができるよう、子どもたちの生涯学習の機会として実施しています。	初任者及び10年目経験者研修で実施する「地域教材を活用した授業づくり研修」への参加者	29人	29人	羽曳野市立学校で、これから子どもたち一人ひとりの学びに関わっていく初任者及び10年目経験者に「羽曳野のよき」「羽曳野の地域教材の活用」を発信することは有益と考える。令和元年度が初めての実施であったが、次年度以降も取組み方を検討しながら取組んでいきたい。		
			112	学校協議会設置事業	学校教育課	学校の改善を図るため、各学校に学校協議会を設置し、保護者や地域の意向を把握して学校運営を進めています。	学校協議会を設置している学校数	19校	19校	市内全19校においては、学校協議会が設置・運営されているが、近年さらに複雑化している子ども・学校を取り巻く諸課題の解決に向けて、保護者や地域と協働し、「社会総がかり」で取り組む必要がある。		
			113	家庭教育支援事業	社会教育課	保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて学習機会を提供し、また情報提供を行うなど「交流と気づきの場」として「親学習講座」等を実施しています。	親学習参加者数単 (1年間で親学習に参加した人数)	40人	5人	本来家庭教育支援の活動は幅広いが、市が現在行っているのは「親学習」事業である。子育てについての身近なエピソードを題材に保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて、話し伝え合い、悩みや疑問を共有し、仲間として共感することが出来る「交流と気づきの場」となるよう実施している。事業の性格上、幅広く参加者を集めることに一定の難しさがあり、現在は小学校や児童館の協力の下、保護者を集め行っている。参加者からの感想はおおむね好評なので、今後は子育て支援の部門と連携を図り、実施の拡大をすすめていきたい。 新型コロナウイルスの影響により活動が大幅減になっていることで、認知不足も課題の一つであり周知ができていない。さらに親学習リーダーの高齢化で今後は世代交代を目指し、人材を確保していくとともに、大阪府からの研修にも積極的に参加をするよう促し、随時時代に合った子育てエピソードなどを話し伝えていく必要がある。そして、より多くの保護者や地域の人に認知してもらえよう活動をしていきたい。		
	(3)	地域住民との交流活動の支援	114	青少年健全育成関連団体支援事業	社会教育課	地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活動に取り組んでいる団体に助成金を交付し、活動への支援を行います。	地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む校区数 (地域イベントや校区パトロールなど地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む校区数)	14校区	14校区	令和2年度は新型コロナウイルスのため、毎年開催している校区イベントなどはほとんど中止になったが、各団体においてはコロナ禍においても、感染症対策を講じながら、会議等は例年通り定期的に続けていた。大きなイベントは実施できなかったが、会議の中でコロナ禍における各地域の活動を情報共有を密に行なった。 家庭・学校・地域が連携して青少年をとりまく環境の整備を行い、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組めるよう、行政としても市内の関係団体と協働・連携するとともに、関係団体間の調整を図るため、市としてその支援を行うことは必要である。一方で、地域活動の担い手不足という課題も生じており、実際に活動している団体の方以外にもその活動が理解されるよう周知に努めたい。		
			115	私たちのまちの学校園育み事業	学校教育課	地域や保護者と連携して教育講演会や体験活動、清掃活動等、地域で幅広い活動を行い、協働関係をもって学校園及び園児・児童・生徒を育みます。	教育講演会や地域清掃活動等の開催校区数 (1年間における教育講演会や地域清掃活動等の開催校区数)	6校区	6校区	コロナウイルス感染症拡大に伴う一斉休校の影響で、大部分の体験活動や清掃活動は中止を余儀なくされたが、その中でも可能な限り研修や教育講演会を実施し、地域や保護者と連携した支援活動をおこなうことができた。引き続き地域・保護者との連携を図る必要がある。		
			116	市民フェスティバル開催事業	市民協働ふれあい課	次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、愛と夢があふれるイベントを実施しています。	当日の来場者数	0人	0人	市民や各種団体、学生ボランティア等のメンバーで実行委員会が構成されており、実行委員会会議で企画内容等を検討し、事業を実施している。今後も実行委員会と事務局が協力・連携することで効率よくイベントを実施する。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
			117	学校支援地域本部事業	社会教育課	各校区に地域コーディネーターを配置し、学校の運営や教育活動において地域住民による支援活動（学習支援・環境整備・登下校の見守り等）を実施しています。	ボランティア数 （1年間で活動を行ったボランティアの延べ数）	15,500人	5,311人	学校（各中学校区毎）と地域との連携事業として実施がされており、今後ともよりよい学校環境の整備には本事業が必要である。 新型コロナウイルスの流行下でも支障なく実施できる運営方法の模索をしていく必要がある。		
			118	市民プール整備事業	スポーツ振興課	市の中央部に位置する中央スポーツ公園内に、子どもたちのリクリエーションの場だけでなく、学校のプール授業での活用や、高齢者等も含めた市民の健康増進の場となる屋内温水型の市民プールを新たに整備します。	整備率 （整備が完了した比率）	30%	20%	老朽化に伴う市民プールの整備については、令和2年度に屋外プールに設計を変更するなどし、令和3年度より整備に着手する。なお、市民プール完成までの間、その代替えとして、学校プールを無料開放するプール開放事業を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開放事業を中止とした。整備工事については、令和3年7月頃より実施し、令和4年6月頃の完成を目指すとともに、同年の夏季オープンに向け関連業務を行う。また、学校プールの無料開放については、新型コロナウイルス感染対策を講じるなど、実施に向け取り組みを進める。		
	(4)	子どもの安全を守る取り組み	119	学校施設の耐震化事業	教育総務課	令和4年度末までに各小・中学校の非構造部材耐震化事業を完了させ、学校の耐震化を進めています。	非構造部材耐震化率	85%	85%	非構造部材耐震化事業は、地震による非構造部材の落下被害から児童、生徒および教職員を守るとともに、地域住民の避難場所としての安全性を担保するものとして実施意義が非常に高い事業である。また、本事業で体育館の照明器具をLED器具に取替えたことにより、電力の省エネルギー化も図れている。		
			120	学校安全対策事業	教育総務課	校内、学生生活及び登下校時における不審者等からの安全確保を図るため、正門付近に安全管理員を配置して安全の対策に取り組んでいます。また、新入学児童全員に防犯ブザーを配布しています。	校内安全達成日数 （安全管理員を配置したことによる校内安全達成日数）	202日	220日	児童の安全に関する取組みとして、一定の効果が得られている。		
			121	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課	各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価やスクールガードに対する指導等を行います。	派遣人数 （1年間におけるスクールガードリーダーの派遣人数（実人数））	100日	100日	事件、事故、災害等により、登下校中における見守りの重要度は近年益々高まっている。スクールガードリーダーが各校を定期的に巡回し、きめ細かな指導や点検、学校への情報提供をすることにより児童の安全に大きく貢献している。スクールガードリーダーの担い手について、高齢化や参加者の固定化が問題となることから、警察、サポートセンター等と連携して人材の確保に努める。	○	
			122	安全・安心マップ作成事業	学校教育課	通学路の安全点検等、地域と連携しながら安全・安心マップを作成し、子どもたちの安全の確保に努めています。	地域安全マップの完成	1小学校区	1小学校区	各公園において危機管理、マニュアルの見直しを行う機会を設け、地域の実情に合わせた実効性の高いマップ作りに努める。		
			123	第2種交通安全施設整備事業	道路公園課	子どもたちの安全を図るため、市民からの要望や危険箇所等の調査に基づいて道路の照明灯、標識、警戒標示等を整備しています。	交通事故の発生件数	0件	275件	安全・安心に通行できるよう継続的な交通安全施設の整備等が不可欠であるので、引き続き推進を図っていく。		
			124	子どもの安全確保事業	社会教育課	地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども110番」のプレートを配布しています。	「みまもってるよ。110番」に取り組む校区数 （「みまもってるよ。110番」に取り組む青少年健全育成協議会の校区数）	14校区	14校区	地域住民等による自発的な協力で、地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動は市内全域で取り組まれており、登下校時の子どもの安全確保に大きな役割を果たしている。こうした活動に地域住民が安心して参加できるよう、必要な支援を行っていく必要性は高いと考えている。 高齢化が進む中、参加していただける地域住民の参加人数の確保及び学校・地域・行政のさらなる連携が必要と思われる。		
			125	子どもの交通事故ゼロ運動事業	道路公園課	毎年、春と秋に市内の小学校・幼稚園・こども園において、登校・登園中の児童たちに交通ルールを守る指導や啓発グッズを配布し、自らの身を守る意識づけを実施しています。	交通事故の発生件数	450件	450件	引続き、毎年春と秋に、市内小学校・幼稚園から各1校・園ずつ、計2校区において実施する。		
			126	防犯灯設置支援事業	災害対策課	暗がりの少ない安全なまちづくりのため、自治会等が防犯灯を新設する際に費用の一部を助成しています。	維持管理補助金交付灯数 （維持管理費として補助金を交付した灯数）	10,000灯	9,931灯	防犯灯の設置補助金申請数をみても、明るい安全なまちづくりの推進としての成果は上がっているが、予算額や対象範囲等は今後も検討及び改善が必要であると考える。		
			127	新型インフルエンザ等対策事業	健康増進課	新型インフルエンザ等感染症の発生時、市民の命を守り社会機能に深刻な影響を最小限にとどめるため、業務継続計画・マニュアル作成を行い、対策の検討を行います。	進捗管理のための会議開催 （業務継続計画やマニュアル等の策定）	5回	0回	住民接種計画について、令和2年度中に策定とされていたが、新型コロナウイルス感染症対策が急務となり策定にはいたっていない。今後状況をみながら住民接種計画の策定をすすめる必要がある。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
			128	青色回転灯防犯パトロール事業	社会教育課	児童の登下校時間に合わせ、市内小学校の 通学路等を中心に防犯パトロール活動を行 っています。	不審者発生回数 （羽曳野警察署から発出さ れた管内で発生した不審者 等情報（特殊詐欺を除 く。）配信回数（各年1月 ～12月））	70回	70回	青バトによる防犯パトロールについては、児童等の安全確 保と市民の防犯意識の醸成などに一定の役割を果たしてい るほか、パトロールの時間外には文書の配送等を行うな ど、効率的な行政運営にも寄与している。 青色防犯パトロールを行う際は2人1組が原則であるため、 毎日のパトロールを行うには現在の専属の職員では休暇が 出た時に対応ができない状態である。他市の状況を踏まえ ると防犯担当課が実施していることが多く、持続可能な事 業として運営するには、所管課の見直しが必要である。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和2年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績		重点施策	その他
			129	防災講座・防災研修開催事業	防災企画課	災害発生時に的確な判断や行動がとれるように小学生を対象に「こども防災教室」（関西大学の学生による出前講座）を実施しています。	参加数 （防災研修・訓練及び講座参加者数）	1,000人	0人	例年なら、小学生を対象とした「こども防災教室」や職員訓練、地域への出前講座などを実施しているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響により開催を見送った。 こども防災教室の開催校の拡充や職員向け研修・訓練のさらなる実施、出前講座の実施地域や団体の拡充などが課題である。	○	
			130	災害用物資備蓄事業	災害対策課	災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄します。	備蓄の種類 （備蓄の種類数）	23種類	27種類	災害から市民の生命・身体・財産を守ることは自治体の責務であり、災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄することにより、被災者に安定的に救援物資を支給するため、継続的に実施する。		